

# 第2回墨田区介護保険事業運営協議会 議事要旨

日 時 平成18年11月13日（月） 午後2時から  
場 所 区役所12階 122会議室

- 1 開会
- 2 新委員の紹介【資料1】
- 3 サービス部会活動状況について【資料2】
- 4 その他報告事項
  - ・平成17年度墨田区介護保険事業の概要【資料3】
  - ・地域密着型サービスの整備状況【資料4】
- 5 閉会

## 配布資料

- 【資料1】平成18年度墨田区介護保険事業運営協議会委員名簿
- 【資料2】第1回墨田区介護保険事業運営協議会サービス部会議事要旨  
第2回墨田区介護保険事業運営協議会サービス部会議事要旨  
第3回墨田区介護保険事業運営協議会サービス部会議事要旨
- 【資料3】平成17年度墨田区介護保険事業の実施状況
- 【資料4】地域密着型サービスの整備状況

第2回墨田区介護保険事業運営協議会議事要旨

第2回墨田区介護保険事業運営協議会出席者

氏名	所属	出欠
◎平岡 公一	お茶の水女子大学教授	出席
○廣瀬 真理子	東海大学教授	出席
大山 博司	すみだ医師会	欠席
宮奈 基次	東京都向島歯科医師会	出席
柳 正明	墨田区薬剤師会	出席
相馬 正之	すみだ地域リハビリテーション連絡会	出席
田中 三伊	墨田区民生委員協議会会長	出席
海宝 雄次	墨田区社会福祉事業団事務局長	欠席
庄司 孝憲	墨田区社会福祉協議会	出席
羽生 隆司	特別養護老人ホームたちばなホーム施設長	出席
○阿部 博道	弁護士（墨田区法律相談員）	出席
加瀬 三郎	墨田区障害者団体連合会会長	出席
高松 一治	墨田区老人クラブ連合会会長	欠席
安藤 倉子	町会・自治会	出席
及川 栄子	墨田区介護保険応援ボランティア代表	出席
濱田 康子	すみだケアマネジャー連絡会代表	出席
佐藤 悟	墨田区訪問介護事業者連絡会副会長	出席
大下 千鶴子	第1号被保険者	出席
清水 正孝	第2号被保険者	出席
加藤 みさ子	第2号被保険者	出席
岡田 貢	墨田区企画経営室長	欠席
横山 信雄	墨田区福祉保健部長	出席
西田 みちよ	墨田区保健衛生担当部長	欠席
松竹 耕治	墨田区高齢者福祉担当部長	出席

◎ 会長 ○ 副会長

事務局出席者

井上 俊策	介護保険課長	吉倉 信広	高齢者福祉課長
市川 幹夫	介護保険課管理・計画主査	谷村 重夫	介護保険課事業者指導主査
江上 寿恭	高齢者福祉課高齢者支援主査	野原 佳久	高齢者福祉課高齢者相談主査

1 開会

(事務局) ただいまから、第2回墨田区介護保険事業運営協議会を開催する。

2 新委員の紹介

(事務局) 区人事異動により、福祉保健部長横山信雄が5月1日から委員となった。

3 サービス部会活動状況について

(事務局) 資料2に基づき報告(略)

(副会長) 付属資料に基づき、第1回ヒアリングのまとめを報告(略)

(A委員) 認定が厳しいとは、症例の比較なのか、他区との比較か。

(副会長) 症例の比較である。

(B委員) 民生委員は当初介護保険の「蚊帳の外」に置かれて活動の場がなかった。介護保険には立ち入らないほうがよいという気持ちにさせられた。

(副会長) ケアマネの負担軽減のために、民生委員として働きかけできないか。

(B委員) 今は誰が介護を受けているか把握できるが、最初は皆役所へ行った。

(C委員) 民生委員は個人情報保護法により情報入手が困難になった。話し合いだけでは進まない。

(事務局) 見守りネットワークが機能するとよいのだが、町会や地域団体との連携をとれるまでには至っていない。

(D委員) 地域内で活動する福祉グループは民生委員と連携をとっている。ケアマネは介護サービス利用に対して活動し、民生委員は地元を活動の場とする。互いに連携し行政へつなげていく態勢づくりが重要である。

(E委員) 墨田区社会福祉協議会では小地域福祉活動を進めている。町会等と連携が取れる10地区で行っている。サロン活動が介護予防につながると考えPRをしている。4地区で行っている。

(A委員) 認定調査員には、調査書に使用する言葉も指導してはどうか。

(F委員) 認定調査員が来ると、できないのに無理して対応することが多い。それだけを見て判断するのはどういうものか。普段の状況を見て判断するべきである。

(副会長) 第2回ヒアリングのまとめを報告(略)

(会長) 認定が厳しいとは、要支援の判定についてなのか。

(副会長) 軽くなるべくして軽くなったものか、制度の改正によるものなのか。

(B委員) 調査に同席したこともある。自分で表現できないなどの補佐で。民生委員は守秘義務もあり同席させたほうがよい。

(会長) 民生委員の同席は制度上支障ないのか。

(事務局) 申請者本人が自分でうまく表現できないときなど民生委員の同席が認められている。しかし、事業者は中立性の確保から認められない。認定が厳しいとの指摘であるが、添付資料(事業の概要)中墨田区における「要支援」認定が都平均より高い率だが、これは1人世帯、高齢者のみの世帯が多いため、家族の介護が得られない状況が現れたものであると思われる。

- (会 長) 認定時に確認するための仕組みができないか。
- (事 務 局) 本来は見落としをしない審査である。本人の心身の状況を正確に把握することが課題である。
- (副 会 長) 自分でできている人が、最期にベッドが間に合わないという点ではどうか。
- (事 務 局) 余命6か月であっても急変する場合もある。認定は30日程度かかるので対応が難しい部分もある。
- (A 委 員) 急変した場合で、明らかな状態の場合には認定前でもサービス利用が可能なのではないか。
- (事 務 局) 暫定プランによる対応が可能である。
- (副 会 長) 立替払いが必要だと聞いているが。
- (事 務 局) そのとおり。
- (A 委 員) 間に入る人がうまく調整できるのではないか。
- (事 務 局) サービス利用者であれば、急変した場合暫定プランでそのような対応が可能である。新規の人も申請時から有効となるので亡くなった場合も保険の対象となる。
- (会 長) 認定と現実のギャップを整理して、改善できるところは要望してはどうか。
- (G 委 員) 調査員の資質向上などの提案はできるが、その状態に合わない介護度では区分変更するか受け入れるかとなる。調査員によって認定が動くことのないよう働きかけをしたい。
- (会 長) サービス部会で議論する課題とする。
- (副 会 長) ヒアリングで、包括支援センターにおける状況が報告されていたが、包括支援センター機能を維持するための区の施策などはないのか。
- (事 務 局) 制度改正に伴い包括支援センターへの問合せが増えた。要支援認定者に対する予防プラン作成も、報酬単価が低いためか受入れ先がなく困難な状況にある。包括支援センターの3人体制では十分機能しないので、区でケアマネを雇用し包括支援センターの支援をすることとした。
- (会 長) その他報告事項について
- (事 務 局) 資料3について説明 (略)
- 資料4について説明 (略)

## 5. 閉会

- (会 長) 以上で閉会する。